



(様式7号)

風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書（農林）

福岡県 農林事務所（以下「甲」という。）と、風水災害時の緊急対策工事等を実施するものとして決定された者（以下「乙」という。）は、緊急対策工事等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、風水害等の災害時において、甲が管理する公共施設や区域の機能等を保持し、または速やかな復旧を図るために、乙が施工する現地調査及び風水災害時の緊急対策工事（以下「緊急対策工事」という。）を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は以下のとおりとする。

- （1）集中豪雨等降雨による災害
- （2）台風による災害
- （3）高潮による災害
- （4）地震による災害

（対象公共施設等）

第3条 この協定の対象は、甲が管理する以下の公共施設や区域とする。

- （1）治山施設、ダム
- （2）地すべり防止区域、農地海岸保全区域
- （3）その他、甲が管理する公共施設や区域のうち対象とすることが適当と考えられるもの。

（協定の期間）

第4条 この協定の適用期間は、協定締結年度の7月1日から翌年6月末日までとする。

（緊急対策工事の要請）

第5条 甲は、対象公共施設等において災害が発生して緊急対策工事が必要なときは、本協定に基づいて、乙に「緊急対策工事」を要請することができることとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、正当な理由がない限り、これを実施しなければならない。

（緊急対策工事の指示）

第6条 甲は、乙に緊急対策工事を要請するときは、工事箇所、施工内容を指示しなければなら

らない。

- 2 緊急対策工事の指示は、文書またはFAXにて行う。やむを得ず、電話にて指示したときは、指示後、速やかに文書またはFAXにて指示内容を通知する。
- 3 乙は、甲から指示を受けた場合、実施の可否等を速やかに回答しなければならない。

(緊急対策工事の内容)

第7条 緊急対策工事の内容は、以下に定める事項とする。

- (1) 崩土や流木などの障害物の除去
- (2) 法面や護岸の崩落を防止するための土嚢積み
- (3) 法面や堤体等への雨水浸透を防ぐための土木シートの設置及び撤去
- (4) 危険箇所への規制バリケード等の設置撤去
- (5) その他、甲が必要と判断した緊急対策工事

(緊急対策工事の実施)

第8条 甲は、乙が「緊急対策工事」を実施するときは、その実費分の費用を負担する。

- 2 乙は「緊急対策工事」を実施するときは、契約書または「緊急対策工事請書」（様式第4号）（以下「請書」という。）を提出しなければならない。
- 3 緊急対策工事の実施に係る事項については、契約書または請書の定めによることとする。
- 4 緊急対策工事の施工に係る事項については、第6条に規定する指示のほか、「土木工事共通仕様書」の定めによることとする。

(緊急対策工事の契約)

第9条 緊急対策工事の工事金額は、1工事あたり500万円未満とする。ただし、災害の状況や規模によってはこの限りではない。

(緊急対策工事の監督と施工)

第10条 甲は、乙に対して緊急対策工事を要請した場合は、当該工事の監督員を定め、施工時の立会に努め、施工確認を行わなければならない。

- 2 乙は、甲の定めた監督員が緊急対策工事に立会できない場合は、自ら施工現場を管理して、安全かつ適切に施工しなければならない。

(施工者の連携)

第11条 乙は、被災の状況や緊急対策工事の内容に応じて、施工者相互の連携を図り、互いに補完することにより、迅速で適切な工事の施工に努めなければならない。

(緊急対策工事の実績報告)

第12条 乙は、緊急対策工事が完了したときは、被災状況、緊急対策工事の施工状況及び施工実績が確認できる資料を添えて甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、乙から報告があったときは、検査を行い、緊急対策工事の完了を確認する。

3 甲は、第2項の検査によって、緊急対策工事の施工実績と完了を確認したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(安全の確保)

第13条 乙は、緊急対策工事等の実施にあたり、施工中の二次災害や公衆災害等に十分に注意しなければならない。

2 乙は、前項の規定に関わらず事故等が発生したときは、速やかに甲に報告するとともに、適切に対応しなければならない。

(緊急対策工事等の対価)

第14条 乙は、この協定に基づく緊急対策工事の施工実績に係る工事費以外の対価を求めることはできない。

(届出事項)

第15条 乙は、協定の締結後に、提出した応募申請書の内容と異なる状況になったときは、直ちに甲に文書で届け出なければならない。

2 乙は、協定の締結後に、この協定書の条項に定めた事項を履行することが困難となったときは、直ちに甲に文書にて届け出なければならない。

(不誠実な行為等)

第16条 甲は、協定の締結後に、協定の締結者が協定の応募条件(2)に該当する指名停止措置を受けた場合、事由や措置状況の経過を踏まえて協定を破棄する。

2 甲は、協定の締結後に、乙が提出した応募申請書に関する疑義や不誠実な行為が明らかになったときは、協定を破棄することができる。

3 甲は、この協定に定める各条項について、乙が不誠実な行為を行ったことが明らかになったときは、協定を破棄することができる。

4 甲は、前条第2項に規定する届け出があったときは、協定を破棄することができる。

(その他)

第17条 その他、この協定に定めのない事項で、緊急対策工事等を行ううえで必要となった事項は、甲乙協議のうえ定めることができる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲) 福岡県 農林事務所長 印

乙) 印